

○厚生労働省告示第四百七十二号

がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第十一条の規定に基づき、がん登録等の推進に関する法律施行令第十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

がん登録等の推進に関する法律施行令第十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号。以下「法」という。）第四十条第一項の規定による補助は、国が予算の範囲内において行うものとし、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第十一条の算定した額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- 一 法第二章第二節の規定により都道府県知事が実施する事務の実施に必要と認められる額
- 二 都道府県が法第二章第二節の規定により実施する事務の実施に必要と認める経費のうち国の補助の対象となる経費の額（その経費のための収入があると見込まれるときは、その見込まれる収入の額を控除した額）